

令和 6 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 28 日（金）

令和 6 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 4

○ 議事日程

- 第 1 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 38 号 非農地証明願について
- 第 3 議案第 39 号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について
- 第 4 議案第 40 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 5 議案第 41 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 6 報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 7 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 8 報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告につい
て

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 3	三橋	清高	君				

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	松澤	一樹	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時 01 分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。当総会は、14 名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。9 番廣瀬正実委員、10 番野中清委員以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

8 番原田委員より報告をお願いいたします。

○8 番（原田勝幸君） 議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 6 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、2 筆、いずれも現況畑、合計 428 m²でございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は、1 筆は第 2 種農地、もう 1 筆は第 3 種農地であり、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、隣接地ではないため一体利用ではなく、1 筆目については、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。隣接地への被害防除につきましては、ブロック土留めを新設する計画となります。

もう 1 筆につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。隣接地への被害防除につきましては、農地もなく、高低差もないため造成工事を行わない計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本件は、2 筆の許可申請ですが、隣接している筆ではなく、

およそ 500 メートル離れています。しかしながら、2 筆とも譲受人と譲渡人が同じであること、また、申請目的も資材置き場で同じであることを踏まえ、県と協議した上で、1 事業と見なして、1 申請といたしました。説明は、以上でございます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 2、議案第 38 号、非農地証明願について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後、一括して行います。

1 番案件は、8 番原田委員、2 番案件は、11 番杉本委員より報告をお願いいたします。

はじめに、8 番原田委員より報告をお願いいたします。

○8 番（原田勝幸君） 議案第 38 号、非農地証明願についてのうち、1 番案件をご報告いたします。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和 6 年 6 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、登記地目畑、21 m²でございます。

当該地は、10 年以上前から宅地の一部となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、11 番杉本委員より報告をお願いいたします。

○11 番（杉本剛昭君） 続いて、2 番案件をご報告いたします。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和 6 年 6 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の申請地は、4 筆、登記地目は、畑及び田、合計 418 m²でございます。

当該地は、10 年以上前から資材置場となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「資材置場」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございましたか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 38 号、非農地証明願について、1 番案件及び 2 番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 3、議案第 39 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件から 5 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件から 3 番案件については、区域 3 三橋委員より、4 番案件及び 5 番案件については、区域 1 市川委員より、6 番案件については、区域 2 生川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、区域 3 三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域 3（三橋清高君） 議案第 39 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定についてのうち、1 番から 3 番案件を一括してご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第 3 者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、2 筆、いずれも畑、合計 2,385 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとなり、新たに 1 年間

の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,000㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～3番案件について内容を説明～

続いて、3番案件の利用権を設定する農地は、5筆、いずれも田、合計970㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 4番から5番案件を一括してご報告いたします。

～4番案件について内容を説明～

4番案件の利用権を設定する農地は、1筆、樹園地、345㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～5番案件について内容を説明～

続いて、5番案件の利用権を設定する農地は、1筆、樹園地、305㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、4番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域2生川委員より報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） ～6番案件について内容を説明～

続いて、6番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも畑、合計1,744㎡ござ

います。

権利の存続期間、権利の種類は、4 番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 39 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件から 6 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第 40 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。11 番杉本委員より報告をお願いいたします。

○11 番（杉本剛昭君） 議案第 40 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件をご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

本案は、被相続人が、令和 5 年 10 月 15 日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 6 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

相続人は、18 筆、合計 10,707 ㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも田、合計 2,707 ㎡につきましては、水稻が栽培されていました。

2 筆、いずれも現況畑、合計 1,652 ㎡につきましては、準備中でした。

13 筆、いずれも現況畑、合計 6,348 ㎡につきましては、一体として耕作されており、エダマメ、ネギ、ダイコンが作付けされていたほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人 60 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 56 歳、従事日数 250 日、専業、母 87 歳、従事日数 200 日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 40 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 5、議案第 41 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 4 番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件から 3 番案件については、8 番原田委員より、4 番案件については、11 番杉本委員より報告をお願いいたします。

はじめに、8 番原田委員より報告をお願いいたします。

○8 番（原田勝幸君） 議案第 41 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1 番案件から 3 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 6 月 17 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4 筆、いずれも現況田、合計 1,262 m²につきましては、一体として水稻が栽培されてお

りました。

1筆、畑、649.82 m²につきましては、キクイモ、カボチャ、落花生が作付けされておりました。

4筆、いずれも現況畑、合計 3,515.87 m²につきましては、一体として耕作されており、シソ、オクラ、カブ等が作付けされていまして。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、運搬車、コンバイン、田植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 59 歳、従事日数 300 日、専業、母 85 歳、従事日数 200 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 6 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、386 m²につきましては、準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計 369 m²につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、管理機、トラクター、草刈機その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 67 歳、従事日数 350 日、専業、配偶者 66 歳、従事日数 200 日、専業、子 32 歳、従事日数 100 日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、3 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 6 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも畑、合計 746.30 m²につきましては、一体として耕作されており、ズッキーニ、枝豆が作付けされていまして。

1 筆、畑、16 m²につきましては、サトイモが作付けされていまして。

3 筆、いずれも畑、合計 160 m²につきましては、一体として耕作されており、サツマイ

モ、なす、トマトが作付けされていました。

1 筆、畑、284 m²につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、231 m²につきましては、ジャガイモ、タマネギが作付けされていました。

1 筆、畑、142 m²につきましては、枝豆、ジャガイモが作付けされていました。

1 筆、畑、1,154 m²につきましては、なす、スイカが作付けされていました。

2 筆、いずれも畑、合計 1,507 m²につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

労働力につきましては、本人 71 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 71 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、噴霧器、その他一式でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。報告は、以上となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

つづいて、11 番杉本委員より報告をお願いいたします。

○11 番（杉本剛昭君） 続いて、4 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 6 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～4 番案件について内容を説明～

4 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

5 筆、いずれも現況畑、合計 1,595.12 m²につきましては、一体として耕作されており、枝豆、落花生が作付けされていたほか、一部準備中した。

23 筆、いずれも現況畑、合計 8,757.12 m²につきましては、枝豆、サトイモが作付けされていたほか、一部準備中した。

1 筆、畑、991 m²につきましては、準備中した。

農機具の保有状況は、トラクター、マルチ管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人 62 歳、従事日数 360 日、専業、配偶者 56 歳、従事日数 300 日、専業、でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 41 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 4 番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 6、報告第 15 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第 7、報告第 16 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び日程第 8、報告第 17 号農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 15 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書 9 ページのとおり、1 番案件から 11 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、住宅敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第 16 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書 10 から 11 ページのとおり、1 番案件から 20 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地、仮設駐車場となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

引き続き、報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告についてをご説明いたします。

本案は、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき、解約の申し入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第 1 項但し書きの規定により同項の許可を要しないで行われた場合、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けたものとなります。

議案書 12 ページのとおり 1 番案件となっております。

～ 1 番案件について内容を説明～

当初の契約は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まででしたが、両者の都合により令和 6 年 5 月 17 日で合意解約の合意が成立したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 15 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第 16 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告までを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 31 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員